

「認定(仮認定)NPO法人」への寄附者に対する税制上の優遇措置

1.個人が寄附をした場合【所得税と住民税が優遇措置の対象となる】

個人が認定(仮認定)法人等の特定非営利活動に係る事業に寄附をした場合には、所得控除または税額控除のいずれかの控除を選択適用できます。

所得控除では、その年中に支出した寄附金の合計額(所得金額の40%相当額を限度)から、2,000円を控除した金額を、その年分の総所得金額から控除できます。

税額控除では、その年中に支出した寄附金の合計額から2,000円を控除した金額の、40%相当額(所得税額の25%相当額を限度)を、その年分の所得税額から控除できます。

2.法人が寄附した場合【法人税が優遇措置の対象となる】

法人が認定(仮認定)NPO法人の特定非営利活動に係る事業に寄附をした場合には、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で、損金算入が認められます。

3.相続人等が、相続財産を寄附した場合【仮認定NPO法人は適用なし】

相続又は遺贈により財産を取得した人が、その取得した財産を相続税の申告期限までに、認定NPO法人(仮認定NPO法人は適用されない)の特定非営利活動に係る事業に寄附した場合には、その寄附した財産の価額は、相続税の課税価格の基礎に算入されません。

4.認定NPO法人の法人税など(みなし寄附金)【仮認定NPO法人は適用なし】

認定NPO法人が、税制上の収益事業から、それ以外の特定非営利活動に係る事業のために支出した金額は、収益事業からの寄附金とみなして(みなし寄附金)法人税の計算ができます。所得金額の50%か200万円のいずれか多い方の金額を控除できます。

個人及び法人の寄附に対する税制の優遇措置について詳しい説明をご希望の方は、当法人事務所までご連絡下さい。098-831-6400【担当 久場】